

グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する
審査結果について

令和3年1月14日
公正取引委員会

本件は、米国に本社を置くグーグル・エルエルシー（法人番号3700150072195）（以下「Google」といい、Googleの最終親会社であるアルファベット・インク〔本社米国〕と既に結合関係を有する企業の集団を「Googleグループ」という。Googleグループは、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいる。）と、同じく米国に本社を置き主に腕時計型ウェアラブル端末の製造販売業を営むフィットビット・インク（以下「Fitbit」といい、Fitbitと既に結合関係を有する企業の集団を「Fitbitグループ」という。また、GoogleグループとFitbitグループを併せて「当事会社グループ」という。）が、Googleが新たに設立した子会社を消滅会社、Fitbitを存続会社として合併した後、GoogleがFitbitの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

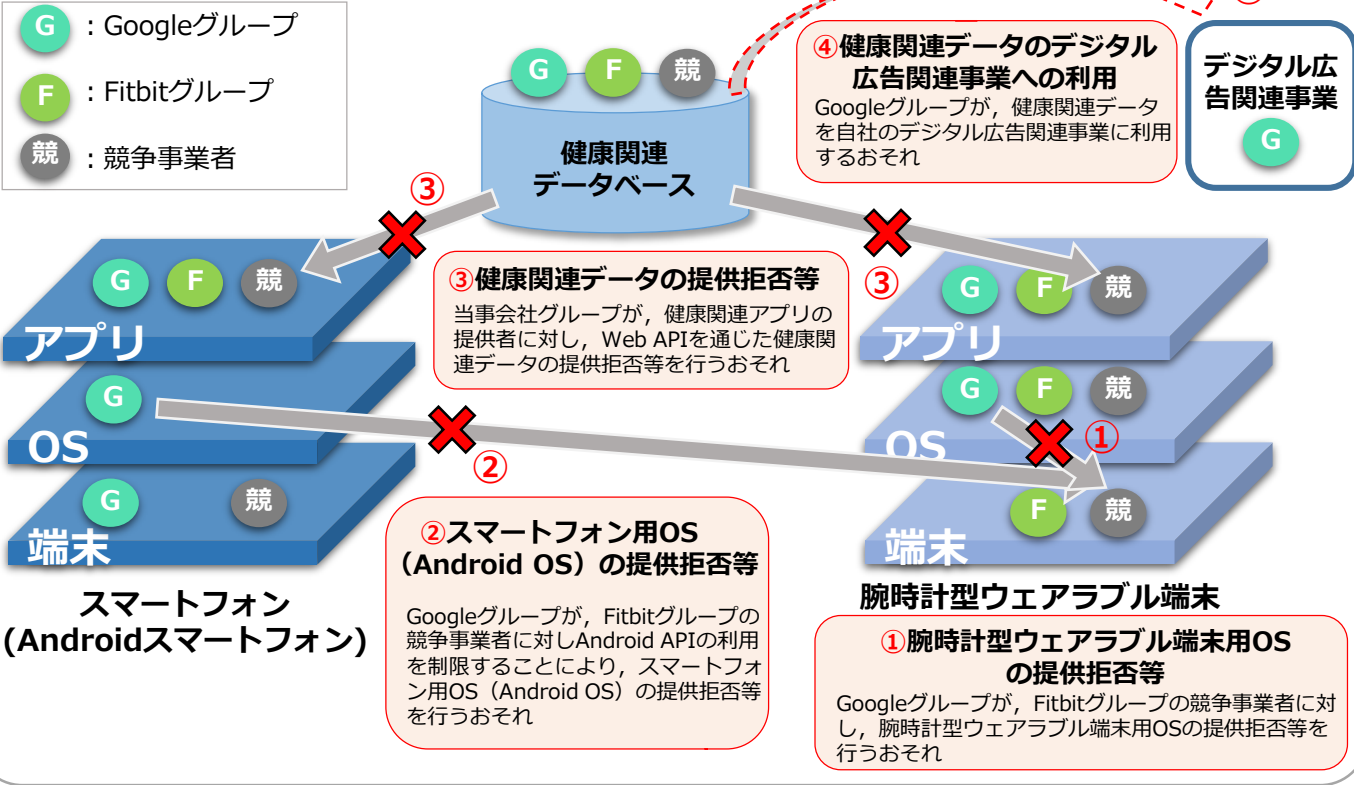
本件行為は独占禁止法第10条第2項及び第15条第2項に規定する届出要件を満たさないが、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると見込まれたことから、公正取引委員会は、本件行為に係る企業結合審査を行うこととした。その結果、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、本件審査を終了した（審査結果の詳細は別紙参照）。

本件行為については、欧州委員会等の海外競争当局も審査を行っており、当委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

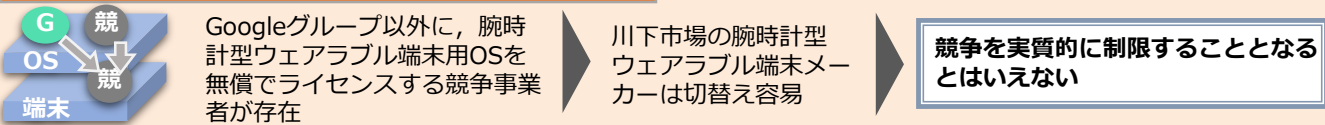
審査の視点

本件行為によって、競争上の懸念を生じ得ると考えられる、以下の①から④について、関連する市場における競争を実質的に制限することとなるか

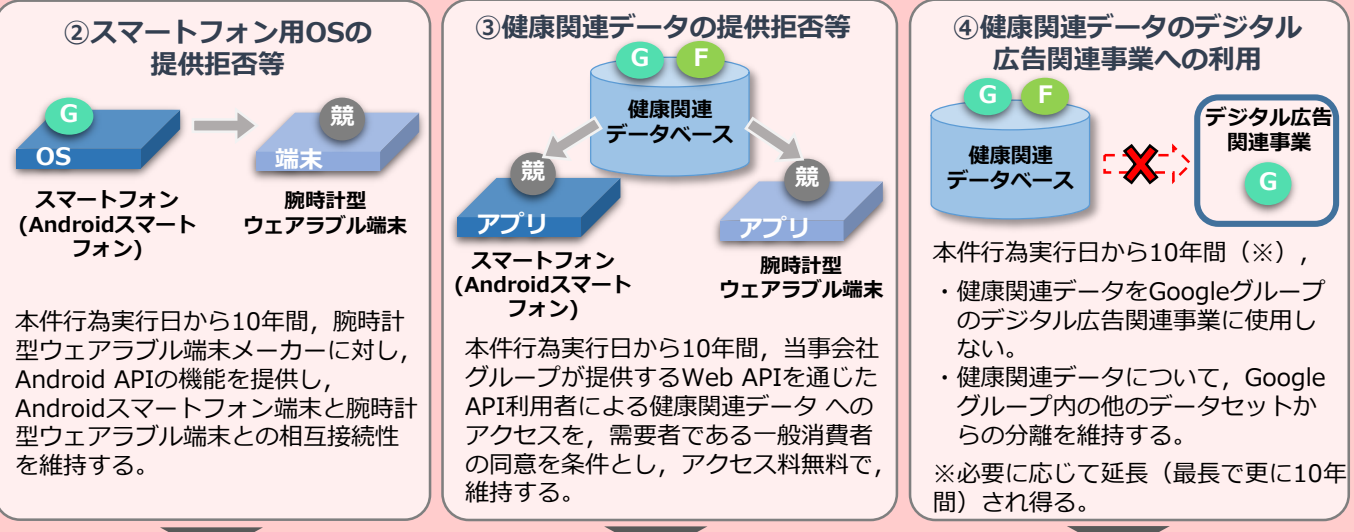


公正取引委員会の評価

①腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供拒否等



本件問題解消措置 (②～④)



定期報告

本件行為実行日から10年間、半年に1度、独立した第三者（監視受託者）が監視する遵守状況を報告する。

本件問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断

グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する 審査結果について

第1 当事会社

グーグル・エルエルシー（以下「Google」といい、Googleの最終親会社であるアルファベット・インク〔本社米国〕と既に結合関係を有する企業の集団を「Googleグループ」という。）は米国に本社を置き、Googleグループは、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいる。

フィットビット・インク（以下「Fitbit」といい、Fitbitと既に結合関係を有する企業の集団を「Fitbitグループ」という。さらに、GoogleグループとFitbitグループを併せて「当事会社グループ」という。）は米国に本社を置き、主に腕時計型ウェアラブル端末の製造販売業を営んでいる。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、GoogleとFitbitが、①Googleが新たに子会社を設立し、②当該子会社を消滅会社、Fitbitを存続会社として合併した後、③②の対価としてGoogleがFitbitの株式に係る議決権の全部を取得することを計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社グループは、令和元年11月1日に、本件行為の計画について公表した。本件行為は、Fitbitグループの国内売上高合計額が50億円を超えないため、独占禁止法第10条第2項及び第15条第2項に規定する届出要件を満たさないが、本件行為はGoogleグループがFitbitグループを実質的に買収するものであり、本件行為に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると見込まれたことから、公正取引委員会は、本件行為に対する企業結合審査を行うこととし、当事会社グループに説明を求めた¹。

それ以降、当事会社グループは、本件行為に係る具体的な計画並びに本件行為が競争を実質的に制限することとならないと考える旨の意見書及び資料を、自主的に当委員会に順次提出した。また、当委員会は、当事会社グループとの間で数次にわたり、意見交換を行った。当委員会は、当事会社グループから提出された本件行為に係る具体的な計画、意見、資料等のほか、競争事業者等の

¹ 公正取引委員会は、令和元年12月17日に「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日公正取引委員会）を改定し、届出基準を満たさない（届出を要しない）企業結合計画であっても、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、企業結合審査を行う旨を公表している。

関係者からのヒアリング等を踏まえて、届出を要する企業結合の審査手続に準じて審査を行った。

また、本件行為については、欧州委員会等の海外競争当局も審査を行っており、当委員会は、これら海外競争当局との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

2 本件に係る企業結合審査の視点

当事会社グループのうち、特にGoogleグループの事業は多岐にわたるところ、公正取引委員会は、本件行為により競争上の懸念が生じ得る企業結合の形態として、当事会社グループが取引関係等に立つ以下の4形態について検討を行った。

なお、それぞれの商品、役務等の具体的内容については、後記第4において詳述する。

(1) 腕時計型ウェアラブル端末用OS提供事業（Googleグループの事業）及び腕時計型ウェアラブル端末製造販売業（Fitbitグループの事業）

腕時計型ウェアラブル端末を機能させるためには、腕時計型ウェアラブル端末用に開発されたOS（腕時計型ウェアラブル端末用OS）が必要となる。現在、Fitbitグループは自社の腕時計型ウェアラブル端末について、Googleグループから腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供を受けていないが、本件審査に当たっては、Googleグループ及びFitbitグループが潜在的な取引関係に立つものとして、垂直型企业結合の観点から市場の閉鎖性・排他性の問題が生じないか検討した。

(2) スマートフォン用OS提供事業（Googleグループの事業）及び腕時計型ウェアラブル端末製造販売業（Fitbitグループの事業）

腕時計型ウェアラブル端末のユーザーは、同端末をスマートフォンと接続することによって、両端末間のデータ送受信などの様々なサービスの利用が可能となる。現在、Fitbitグループは自社の腕時計型ウェアラブル端末について、GoogleグループからAndroid API²の提供を受けて、自社の腕時計型ウェアラブル端末とGoogleグループがライセンスするスマートフォン用OSであるAndroid OSを搭載したスマートフォン（以下「Androidスマートフォン」という。）を接続できるようにしている

この点について、FitbitグループはGoogleグループから、Android APIを通じて、Android OSとの接続性を確保するための機能の提供を受けていることから、垂直型企业結合に該当する。この点については、当事会社グループから、後記第6の3(4)アのとおり問題解消措置の申出があったことから、その内容

² Android API とは、他のソフトウェアがAndroidスマートフォンと接続する方法を確立する手段である。Android API については、後記第4の4(1)で詳述する。

を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

(3) 健康関連データベース提供事業（当事会社グループの事業）及び健康関連アプリ提供事業（当事会社グループの事業）

ユーザーが腕時計型ウェアラブル端末や健康関連アプリがインストールされたスマートフォンを使用すると、これらの端末を通じてユーザーの健康関連データが収集され、データベース化されることとなる。現在、当事会社グループは、自社の健康関連データベース（Google Fitプラットフォーム及びFitbitプラットフォーム）について、Web API³を通じて、健康関連アプリ提供事業を行う事業者が接続できるようにしている。

この点について、当事会社グループは共に健康関連アプリ提供事業も行っているところ、相互に、Web APIを通じて、健康関連アプリの提供に利用するための健康関連データベースの提供を受け得ることから、垂直型企业結合に該当する。この点については、当事会社グループから、後記第6の4(3)アのとおり問題解消措置の申出があったことから、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

(4) 健康関連データベース提供事業（当事会社グループの事業）及びデジタル広告関連事業（Googleグループの事業）

健康関連データベースに収集されたユーザーの健康関連データは、デジタル広告関連事業を行うに当たって有用な投入物となり得る。

現在、Googleグループは、自社のGoogle Fitユーザーの健康関連データを自社のデジタル広告関連事業に利用しておらず、また、同社のプライバシーポリシーにおいて、健康関連データを広告に使用しないこととされている。しかし、本件行為後において、Googleグループが、自社の健康関連データ及びFitbitグループが収集した健康関連データを自社のデジタル広告関連事業に利用する可能性はある。そのため、この点についても公正取引委員会は審査を行った。

Fitbitグループは自らデジタル広告関連事業を行っておらず、また、デジタル広告関連事業に用いるために健康関連データを他者に販売することも行っていないため、当事会社グループ間に競合や取引関係はないので、水平型企业結合又は垂直型企业結合のいずれにも該当しないことから混合型企業結合に該当する。

この点については、当事会社グループから、後記第6の5(3)アのとおり問題解消措置の申出があったことから、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

³ Web API とは、一般的に、API 提供者と API 利用者とのやりとりをインターネット経由で可能にする手段である。Web API については、後記第4の4(2)で詳述する。

第4 商品役務の概要等

1 腕時計型ウェアラブル端末

(1) 腕時計型ウェアラブル端末の概要

Fitbitグループは、腕時計型ウェアラブル端末の製造販売業を営んでいる。ウェアラブル端末とは、身体に装着して利用するICT（Information & Communications Technology）端末であり、端末に搭載されたセンサーを通じて装着している人の心拍等の生体情報を取得する機能等を有する。ウェアラブル端末にはその装着形態に応じて腕時計型、耳装着型、眼鏡型等がある。腕時計型ウェアラブル端末は、「スマートウォッチ」や「フィットネス・トラッカー」とも呼ばれている。

また、我が国の需要者の多くは、腕時計型ウェアラブル端末メーカー等の日本語サイトでのインターネット販売や、日本国内の家電量販店といった実店舗での販売を利用して、腕時計型ウェアラブル端末を購入している。

(2) スマートフォンとの接続

需要者である一般消費者は、腕時計型ウェアラブル端末をスマートフォンと接続することによって、Bluetooth⁴を介したデータ送受信などの様々なサービスの利用が可能になる。腕時計型ウェアラブル端末メーカーは、そのような接続を可能とするための機能を備えた腕時計型ウェアラブル端末用OS（後記2（2）参照）を自社の腕時計型ウェアラブル端末に搭載し、また、自社の腕時計型ウェアラブル端末とスマートフォンとの接続を可能とする「コンパニオンアプリ」と呼ばれるアプリを需要者である一般消費者に提供している。

2 OS

(1) OSの概要

OS（Operating System）は「基本ソフトウェア」とも呼ばれ、多くのアプリケーションソフトが共通して利用する基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアである。

当事会社グループは、共に腕時計型ウェアラブル端末用OSを開発しているところ、Googleグループは、腕時計型ウェアラブル端末メーカーに自社開発の腕時計型ウェアラブル端末用OSをライセンスしており、Fitbitグループは、自社開発の腕時計型ウェアラブル端末用OSを自社の腕時計型ウェアラブル端末にのみ搭載している。また、当事会社グループのうちGoogleグループは、スマートフォン用OSであるAndroid OSも開発し、他社に公開し無償でライセンスしている。

⁴ Bluetooth は、近距離において無線データ通信を行う通信規格である。

(2) 腕時計型ウェアラブル端末用OS

腕時計型ウェアラブル端末用OSは、腕時計型ウェアラブル端末用に開発され、腕時計型ウェアラブル端末に搭載されて使用されるOSである。

Googleグループは、「Wear OS by Google」（以下「Wear OS」という。）を開発し、無償で腕時計型ウェアラブル端末メーカーにライセンスしている。他方、Fitbitグループは、自社製のOSを自社の腕時計型ウェアラブル端末に搭載しているが、他の腕時計型ウェアラブル端末メーカーにライセンスしていない。

なお、Googleグループ以外にも、腕時計型ウェアラブル端末用OSを無償で腕時計型ウェアラブル端末メーカーにライセンスする事業者が存在する。

(3) スマートフォン用OS

スマートフォン用OSは、スマートフォン用に開発され、スマートフォンに搭載されて使用されるOSである。スマートフォン用OSとしては、Googleグループが提供しているAndroid OSのほか、アップル・インクが開発し同社のスマートフォンであるiPhoneに搭載しているiOS等がある。

Googleグループは、Android OSを、AOSP（Android Open Source Project）において「オープンソース」として公開し、スマートフォンメーカー等の事業者が無償でライセンスしている。オープンソースとは、世界中の誰もが、オンライン上で公開されている情報に無償でアクセスして利用することができ、自ら改良及び公開することも可能とされているものをいう。

3 アプリ

(1) アプリの概要

アプリとは「アプリケーションソフトウェア」の略称であり、需要者である一般消費者が端末上でウェブコンテンツやサービスにアクセスするためのソフトウェアである。アプリは、用途（通信、地図&ナビ等）、使用される端末のタイプ（PC向け、タブレット向け、スマートフォン向け、腕時計型ウェアラブル端末向け、ゲーム機向け等）及び動作するOS（Microsoft Windows, Mac OS, Android OS, iOS等）によって分類が可能である。

ア アプリの用途による分類

各アプリは独自の機能を有し、各機能を必要とする需要者に訴求している。アプリはその用途に照らし、メッセージ、チャット等の機能を有する「通信」アプリ、GPS、地図及び交通ツールの機能を有する「地図&ナビ」アプリ、歩数や運動量の記録、フィットネス目標の提案、燃焼カロリーの計算、睡眠サイクル、栄養やダイエット目標、月経周期のモニタリング等の機能を提供する「健康関連アプリ」等に分類できる。当事会社グループの提供している健康関連アプリ等については、後記(2)のとおりである。

イ 使用される端末のタイプによる分類

アプリは使用される端末に最適化されるように開発されるため、当該アプリが提供される端末のタイプによって分類することができる。例えば、スマートフォン向けのアプリは、スマートフォンの画面サイズ、タッチパネル機能及び処理能力といった特性に合わせて開発される。

ウ 動作するOSによる分類

前記イの各タイプの端末には、それぞれ複数のOSが存在し、OSごとにアプリ開発環境⁵・開発方法及び機能が異なることから、アプリは動作するOSによっても分類することができる。

(2) 当事会社グループが提供するアプリ

ア Googleグループ

(7) 健康関連アプリ（Google Fitアプリ）

Googleグループは、健康関連アプリとしてGoogle Fitアプリを無料で提供しており、スマートフォン及び腕時計型ウェアラブル端末で利用可能である。Google Fitアプリで扱う健康関連データ（後記5(1)参照）は、心拍数、歩数、体温、睡眠、身長、体重、食事の記録、アクティビティを行った位置情報等である。

(4) Googleグループが提供するその他のアプリ

Googleグループは、前記(7)以外にも、数多くのサービスに関連したアプリを提供している。例として、検索エンジン機能を提供する「Google Search」、動画配信サービスを提供する「YouTube」、ウェブブラウザ機能を提供する「Google Chrome」、メール機能を提供する「Gmail」及び地図機能を提供する「Google Maps」に関連したアプリ、Wear OSを搭載した腕時計型ウェアラブル端末（以下「Wear OS端末」という。）とスマートフォンとの接続を可能にするコンパニオンアプリ（「Wear OS by Google」モバイルアプリ）等が挙げられる。

イ Fitbitグループ

(7) 健康関連アプリ（Fitbitモバイルアプリ）

Fitbitグループは、Fitbitモバイルアプリを無料で提供しており、スマートフォン上で利用可能である。Fitbitモバイルアプリは、Fitbitグループが製造販売する腕時計型ウェアラブル端末（以下「Fitbit端末」と

⁵ 例えば、スマートフォン用OSには、主にAndroid OS及びiOSが存在するところ、Android OS向けアプリの開発にはAndroid Studio等の開発環境が必要となる。

いう。)とスマートフォンを接続・同期し、Fitbit端末を通じて収集した健康関連データ(後記5(1)参照)及びその分析結果をスマートフォン上で閲覧可能とする。また、同アプリは、Fitbit端末とスマートフォンとの接続を可能にするコンパニオンアプリとしての機能も有している。

(イ) Fitbitグループが提供するその他のアプリ

Fitbitグループは、エクササイズアプリ、タイマーアプリ等、腕時計型ウェアラブル端末上で動作するアプリを複数提供している。

4 API

API(Application Programming Interface)とは、あるソフトウェアの機能、データ等を他のソフトウェアからでも利用可能にするための手段である。API利用者は、規約に従って必要な機能の関数を入力することでAPIを利用できることから、自らプログラミングすることなく当該機能を利用したソフトウェアを作成することが可能となる。

本件行為により接続性の確保に懸念が生じるのは、Googleグループの提供するAndroid API及び当事会社グループの提供するWeb APIである。

(1) Android API

Googleグループは、Android OSとのペアリング、接続及び同期をする腕時計型ウェアラブル端末のメーカーやAndroid OS上で作動するアプリの提供者に対し、前記2(3)のAOSP等の一環として、APIを提供している⁶⁾。これを「Android API」という。腕時計型ウェアラブル端末メーカーやアプリ提供者は、腕時計型ウェアラブル端末用OS、コンパニオンアプリ又は自社の腕時計型ウェアラブル端末用アプリをプログラミングする際に、Android APIを組み込んでいる。現状、Android APIによるアクセスは無料となっている⁷⁾。

Androidスマートフォンと腕時計型ウェアラブル端末の相互接続性を担保するために最低限必要な機能としては、Bluetooth機能、通知機能⁸⁾等が挙げられる。

⁶⁾ AOSPのAPIは、一般に公開されており、所定の手続を踏めば誰もが自由に利用することができる。

⁷⁾ ただし、これらのAPIを通じて提供される追加的サービスの中には料金が課されるものもある。

⁸⁾ Bluetooth機能は、スマートフォンと腕時計型ウェアラブル端末の接続を可能にするものである。通知機能は、コンパニオンアプリを通じ、スマートフォンへの通知(電話、SMSの着信等)、カレンダーに登録されたイベント等について、腕時計型ウェアラブル端末上に表示させる(メッセージ等への返信操作を含む。)ものである。

(2) Web API

API提供者とAPI利用者との間でソフトウェアの機能、データ等をインターネット経由で利用可能にする手段を、一般的にWeb APIという。Web APIは、Webブラウザでも利用でき、異なるプログラミング言語で開発されたアプリ間を連携させることが可能となる。当事会社グループが提供するWeb APIについては、後記5(3)イで詳述する。

5 健康関連データベース提供事業

(1) 健康関連データの概要

腕時計型ウェアラブル端末や健康関連アプリがインストールされたスマートフォンを需要者である一般消費者が使用すると、腕時計型ウェアラブル端末やスマートフォンのセンサーにより自動的に、又は需要者である一般消費者自身が手動入力することにより、需要者である一般消費者の同意を条件として、需要者である一般消費者のデータが収集される。また、需要者である一般消費者のデータは、前記4(2)のWeb APIを経由してサードパーティアプリ（自社以外の事業者〔以下「サードパーティ」という。〕が作成したアプリをいう。以下同じ。）等と同期することによっても収集される。

健康に関連するものとして収集されるデータとしては、心拍数、歩数、体温、睡眠、身長、体重、食事の記録、アクティビティを行った位置情報等がある（以下、これらのデータを「健康関連データ」という。また、健康関連データを収集・整理・保存・共有するためにデータベース化したものを「健康関連データベース」という。）。

当事会社グループを含め、複数の腕時計型ウェアラブル端末メーカーやアプリ提供者は、自社のアプリがインストールされた腕時計型ウェアラブル端末若しくはスマートフォン又はサードパーティアプリを通じて、需要者である一般消費者の健康関連データを収集しており、各社の健康関連データベース上に集約される状況にある。また、後記(3)のとおり、そのような事業者は、他のサードパーティアプリ提供者との間で、Web APIを経由して自社の健康関連データベース上の健康関連データを共有している。

(2) 当事会社グループによる健康関連データの収集・整理・保存

ア Googleグループ

Googleグループは、「Google Fitプラットフォーム」という健康関連データベースを有しており、同データベースにはGoogle Fitアプリがインストールされたスマートフォンのセンサー等から取得した健康関連データが収集・整理・保存されている。

なお、健康関連データの収集・保存については、需要者である一般消費者の同意が必要とされている（後記イのFitbitグループの収集・保存データも

同様である。）。

イ Fitbitグループ

Fitbitグループは、「Fitbitプラットフォーム」という健康関連データベースを有しており、同データベースにはFitbitモバイルアプリがインストールされたFitbit端末のセンサー等から取得した健康関連データが収集・整理・保存されている。

(3) 健康関連データのサードパーティアプリ提供者との共有

ア 概要

当事会社グループは、需要者である一般消費者の同意を条件として、サードパーティアプリ提供者に対し、Google Fitプラットフォーム及びFitbitプラットフォームの健康関連データベース上の一定の健康関連データを共有している。当事会社グループは、このように健康関連データを共有することにより、サードパーティアプリ提供者にWear OS端末及びFitbit端末と接続可能なもののほか、質の高いアプリを数多く開発してもらうことが期待でき、また、間接ネットワーク効果によってWear OS端末やFitbit端末の販売促進及びアクティブユーザー⁹数の維持・増加が期待できるとしている。

イ Web APIによるデータ共有

前記アのデータ共有は、当事会社グループが提供するWeb APIを介して行われる。当事会社グループにおいては、それぞれのデータベースへのアクセスを可能にするため、GoogleグループはGoogle Fit APIを、FitbitグループはFitbit Web APIを公開している。

6 デジタル広告関連事業

(1) 概要

広告に用いられる媒体は複数存在するところ、インターネットサービス（検索ポータルサイト、動画共有サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ブログ等）上で提供される広告を「デジタル広告」という。デジタル広告に係る広告枠を販売する事業を「デジタル広告事業」、デジタル広告に係る広告枠販売を仲介する事業を「デジタル広告仲介事業」といい、両者を併せて「デジタル広告関連事業」という。

ア デジタル広告事業

デジタル広告事業とは、デジタル広告媒体を有する媒体社が自社の広告媒体上に表示される広告枠を広告主・広告代理店に販売する事業である。

⁹ ある期間内に1回以上のサービス利用があったユーザーのことを指す。

デジタル広告は、その広告の表示方法・表示形態等に応じて、「検索連動型広告」¹⁰、「ディスプレイ広告」¹¹等がある。

イ デジタル広告仲介事業（アドプラットフォーム事業）

デジタル広告仲介事業とは、広告主・広告代理店と媒体社との間でデジタル広告枠の販売の仲介を行う事業のことである。デジタル広告仲介サービスは、特にディスプレイ広告を中心に、広告主・広告代理店及び媒体社の双方向を対象にして提供されている。また、デジタル広告仲介事業者は、仲介プロセスを単独で又は複数のサービスを組み合わせて提供している。

(2) Googleグループの提供するサービス

ア デジタル広告事業

Googleグループは、「Google検索」といった検索ポータルサイト、「YouTube」といった動画共有サイト等に設定された広告枠を広告主・広告代理店に販売しており、「検索連動型広告」及び「ディスプレイ広告」を提供している。

イ デジタル広告仲介事業

Googleグループは、デジタル広告仲介サービスを広告主・広告代理店及び媒体社の双方に対して提供している。また、Googleグループは、自社のデジタル広告枠に広告を出稿するためのサービスとしてもデジタル広告仲介サービスを提供している。

第5 一定の取引分野の画定

1 腕時計型ウェアラブル端末

(1) 商品役務範囲

ウェアラブル端末は、装着形態により腕時計型、耳装着型、眼鏡型等に分類される。これらは機能・効用が異なり、需要者は用途に応じて使い分けていると考えられるため、装着形態の異なるウェアラブル端末間に需要の代替性は認められない。

また、装着形態の異なる様々なウェアラブル端末を製造している事業者も存在するものの、装着形態の異なるウェアラブル端末は、その製造に要する技術、ノウハウ等がそれぞれ異なり、特定の装着形態のウェアラブル端末の製造から別の装着形態のウェアラブル端末の製造に容易に転換できるものではない。よって、装着形態の異なるウェアラブル端末間に供給の代替性は認められない。

¹⁰ 広告主・広告代理店が事前に登録した特定の検索ワードを閲覧者が検索エンジンで検索した場合に、検索結果とともに表示される検索ワードに関連した広告のこと。

¹¹ 検索連動型広告以外の広告であって、PC、スマートフォン等で消費者がウェブサイトを開覧し又はアプリを使用する際に表示される画面上の一部に表示される広告のこと。

以上から、商品役務範囲を「腕時計型ウェアラブル端末」として画定する。

(2) 地理的範囲

国内の需要者の多くは、腕時計型ウェアラブル端末メーカー等の日本語サイトでのインターネット販売や、日本国内の家電量販店といった実店舗での販売を利用して、腕時計型ウェアラブル端末を購入している。よって、腕時計型ウェアラブル端末について、日本の需要者が買い回る範囲は基本的に日本国内であると考えられる。

以上から、腕時計型ウェアラブル端末の地理的範囲を「日本全国」と画定する。

2 OS

(1) 商品役務範囲

ア 腕時計型ウェアラブル端末用OS

前記第4の2(2)のとおり、腕時計型ウェアラブル端末用OSは、腕時計型ウェアラブル端末専用に開発され、腕時計型ウェアラブル端末に搭載されるものである。よって、需要者である腕時計型ウェアラブル端末メーカーにとって、腕時計型ウェアラブル端末用OSとPCやスマートフォンのような異なるタイプの端末用OSとの間に需要の代替性は認められない。

また、腕時計型ウェアラブル端末は、PC、スマートフォン等の異なるタイプの端末に比して小型である上、異なる種類のセンサーを搭載している。そのため、腕時計型ウェアラブル端末用OSの開発に当たっては、PC、スマートフォン等の異なるタイプの端末用OSとは異なる技術やノウハウが必要となる。よって、腕時計型ウェアラブル端末用OSとPC、スマートフォン等の異なるタイプの端末用OSとの間に供給の代替性は認められない。

以上から、商品役務範囲を「腕時計型ウェアラブル端末用OS」として画定する。

イ スマートフォン用OS

スマートフォン用OSの需要者としては、スマートフォン用OSをスマートフォンに搭載するという関係から、スマートフォンメーカーが考えられる。他方、前記第4の4(1)のとおり、腕時計型ウェアラブル端末メーカーは、Android OSとの相互接続性を確保するための機能を持たせるため、腕時計型ウェアラブル端末用OS、コンパニオンアプリ又は腕時計型ウェアラブル端末用アプリをプログラミングする際に、スマートフォン用OSとの相互接続性を確保するためのAPIを組み込んでいる（Googleグループが提供しているのはAndroid APIである。）。このため、ここでは、需要者を腕時計型ウェアラブル端末メーカーとして、商品役務範囲を検討する。

需要者である腕時計型ウェアラブル端末メーカーは、各社が提供するスマートフォン用OSとの相互接続性を確保するために、各社が提供するスマートフォン用OS向けのAPIを自らが製造販売する端末で利用することは容易であることから、各社が提供するスマートフォン用OS間の需要の代替性は認められる。

そのため、商品役務範囲を「スマートフォン用OS」として画定し、本件においてはGoogleグループが提供している「Android OS」について、以下検討する。

(2) 地理的範囲

前記(1)で画定した「腕時計型ウェアラブル端末用OS」及び「スマートフォン用OS」は、全世界で供給されており、世界中の需要者は、腕時計型ウェアラブル端末用OS及びスマートフォン用OSを世界中の供給者から無差別に調達している。また、OSという商品役務の性質上、輸送費等も掛からず、ライセンス状況も国内外で変わらない。

以上から、いずれのOSについても、地理的範囲を「世界全体」と画定する。

3 健康関連アプリ

(1) 商品役務範囲

ア 用途の異なるアプリ間の代替性

アプリの需要者である一般消費者は、自身の用途に適したアプリを選択していることから、用途の異なるアプリ間に需要の代替性は認められない。また、アプリ提供者は、アプリ開発自体のノウハウは一度習得すれば他の用途のアプリ開発に応用可能ではあるものの、アプリの開発に必要なデータ及び各用途に関する専門知識の習得には、時間と費用を要することから、用途の異なるアプリ間の供給の代替性は限定的であると認められる。

よって、アプリはその用途別に市場が画定される。本件行為の当事会社グループはいずれも「健康関連アプリ」という特定の用途のアプリを提供していることから、以下では当該アプリについて、異なるタイプの端末向け及び各OS向けアプリ間の代替性について検討する。

イ 異なるタイプの端末（PC、タブレット、スマートフォン、腕時計型ウェアラブル端末等）向けアプリ間の代替性

アプリの需要者である一般消費者は、自らが所有する端末で利用することができるアプリを選択することから、異なるタイプの端末向けアプリ間の需要の代替性は認められない。

また、異なるタイプの端末向けアプリの開発は、使用されるプログラミング言語、開発ツール及び開発に必要なノウハウが異なる。例えば、スマート

フォン向けアプリのみを提供している事業者が、PCや腕時計型ウェアラブル端末用アプリを開発するためには専門のエンジニアが必要であり、エンジニア確保のために時間と費用を要する。よって、異なるタイプの端末向けアプリ間の供給の代替性は認められない。

以上から、「スマートフォン用アプリ」、「腕時計型ウェアラブル端末用アプリ」等、異なるタイプの端末向けアプリはそれぞれ異なる商品役務範囲を構成する。

ウ 異なるOS（Android OS、iOS等）向けアプリ間の代替性

スマートフォン用及び腕時計型ウェアラブル端末用アプリの需要者である一般消費者は、自らが所有する端末に搭載されたOSで利用することができるアプリを選択することから、異なるOS向けアプリ間の需要の代替性は認められない。

一方、異なるOS向けアプリの開発は、使用されるプログラミング言語、開発ツール、各端末用OSに係るアプリストアの審査基準等が異なるものの、スマートフォン用及び腕時計型ウェアラブル端末用アプリ提供者の多くは、複数のOS用アプリの開発環境を整え、実際に開発を行っていることから、多大な追加的時間及び費用を掛けることなく異なるOS向けのアプリ開発を行うことが可能である。よって、異なるOS向けアプリ間の供給の代替性は認められる。

エ 小括

以上から、「腕時計型ウェアラブル端末用健康関連アプリ」及び「スマートフォン用健康関連アプリ」を商品役務範囲として画定する。

(2) 地理的範囲

健康関連アプリは、需要者の所在する国ごとに言語等を調整する必要があるものの、提供される機能自体は多くの国で共通であるため、需要者は特段、所在地を意識することなくアプリストアを通じて入手することができる。また、多くの健康関連アプリは、法規制等の事情から特定の国で提供できないといった事情もない¹²。

したがって、地理的範囲を「世界全体」とすることも考えられるが、上記のとおり需要者の所在国に応じた対応の必要があること、健康関連データの取扱

¹² 例えば、競争事業者の腕時計型ウェアラブル端末及びそのコンパニオンアプリにおいて提供される心電図機能等、医療機器に該当し得る機能を有するアプリについては、各国の法規制によって提供できない場合もある（現に、上記心電図機能は日本では提供されていない。）。ただし、健康関連アプリは、その収集するデータの内容（前記第4の5(1)参照）及び精度に照らして医療機器に該当しない場合が多いと考えられる。

いに関して国ごとに一定の法規制への対応が必要となる場合もあること¹³から、慎重に検討する観点から地理的範囲を「日本全国」として画定する。

4 健康関連データベース提供事業

当事会社グループは、APIを経由して、サードパーティアプリ提供者に対し、健康関連データの共有のために、健康関連データベースを提供している（以下、APIを経由して、健康関連データベースを提供する事業を「健康関連データベース提供事業」という。）。

(1) 商品役務範囲

腕時計型ウェアラブル端末メーカーやアプリ提供者の各社が健康関連データベース上に保有し、共有する健康関連データの種類、量、収集頻度等には特段の差異はないため、各社の健康関連データベース間には需要の代替性は認められる。以上から、各社の健康関連データベース提供事業は同一市場と考えられる。

(2) 地理的範囲

健康関連データベースの需要者であるサードパーティアプリ提供者は、インターネットを通じて、地理的な制約を受けることなく内外の健康関連データベース提供事業者から健康関連データを共有されている。また、供給側としても、Web APIを通じて、原則として地理的な制限なく健康関連データベースを提供することができる。実際、当事会社グループのいずれも、基本的にサードパーティアプリ提供者がどの国に拠点を有するかによって異なる取扱いをしていない。

したがって、地理的範囲を「世界全体」とすることも考えられるが、一部の国においてはWeb APIを利用できない場合があること、また、健康関連データベース提供事業者はサードパーティアプリ提供者が需要者である一般消費者のデータにアクセスする際には当該需要者から同意を取得する必要があるところ、前記3(2)と同様、健康関連データの取扱いについては国ごとに一定の法規制への対応が必要となる場合があることから、慎重に検討する観点から地理的範囲を「日本全国」として画定する。

¹³ 例えば、欧州の一般データ保護規則（GDPR）等に見られるように、各国・地域の個人情報保護法制によっては、健康関連データの取得や利用に係る需要者である一般消費者からの同意について、その取得方法やプロセスに関するルールが他の国・地域よりも厳格となる場合がある。既に厳格な同意取得プロセスをグローバルに適用している企業にとっては、こうした厳格な手続が健康関連アプリの提供に当たって制約となることはないが、アプリ提供者によっては個別に国・地域ごとの対応が必要となる場合も考えられる。

5 デジタル広告関連事業

(1) 商品役務範囲

前記第4の6のとおり、Googleグループは自社の保有する広告媒体を販売するデジタル広告事業並びに広告主・広告代理店及び媒体社を仲介するデジタル広告仲介事業を行っており、代替性の観点から、デジタル広告事業とデジタル広告仲介事業はそれぞれ異なる商品役務範囲を構成する又は更に細分化された商品役務範囲を構成するとも考えられる。

もっとも、競争事業者に対するヒアリング結果等によれば、デジタル広告関連事業の少なくともいくつかの分類において、Googleグループは有力な地位にあると合理的に考えられるところ、後記第6の5(3)アのとおり、Googleグループが広告関連事業全体に係る問題解消措置を提示していることを踏まえれば、本件ではデジタル広告関連事業全体について検討すれば足り、それ以上詳細に一定の取引分野の画定を行う必要はないと考えられる。

以上から、商品役務範囲を「デジタル広告関連事業」として画定する。

(2) 地理的範囲

デジタル広告関連事業を提供する事業者は、需要者である広告主・広告代理店及び媒体社の所在地にかかわらず供給を行うことが可能であり、地域による価格差はない。

また、デジタル広告関連事業は、インターネットサービスによる広告枠の販売及び仲介を行う事業であることから、世界中のどこからでも取引が行われる可能性はあるものの、広告に使用される言語上の制約からも基本的に日本国内の一般消費者向けに広告を展開している。

以上から、本件のデジタル広告関連事業の地理的範囲は「日本全国」として画定する。

第6 本件行為が競争に与える影響

1 概要

前記第3の2のとおり、公正取引委員会は、本件行為により競争上の懸念が生じ得る企業結合の形態として、当事会社グループが取引関係等に立つ4形態について検討を行った。これらの4形態について、当事会社グループと論点等に関し議論を行い、海外競争当局と情報交換を行いつつ審査を進めていたところ、当事会社グループから当委員会に対して下表1の「問題解消措置」の欄記載の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。当委員会に対する定期報告に係る申出を含む。）の申出があった（4つの企業結合の形態との対応関係は、下表1のとおり。）。そこで、本件問題解消措置の効果が及ぶものについては当該効果を踏まえ、競争に与える影響を検討することとした。

【表 1】企業結合形態と本件問題解消措置の対応関係

		川上市場	川下市場	問題解消措置
垂直型企業結合	1	腕時計型ウェアラブル端末用OS提供事業（G）	腕時計型ウェアラブル端末製造販売業（F）	—
	2	スマートフォン用OS提供事業（G）	腕時計型ウェアラブル端末製造販売業（F）	Android APIの提供拒否等 ¹⁴ に関するもの
	3	健康関連データベース提供事業（G， F）	健康関連アプリ提供事業（腕時計型ウェアラブル端末用， スマートフォン用）（G， F）	Web APIの提供拒否等に関するもの
混合型企業結合		健康関連データベース提供事業（G， F）	デジタル広告関連事業（G）	デジタル広告へのデータ利用に関するもの

※（G）はGoogleグループ，（F）はFitbitグループが行う事業

2 腕時計型ウェアラブル端末用OS提供事業を川上市場，腕時計型ウェアラブル端末製造販売業を川下市場とする垂直型企業結合（表 1 中「垂直型企業結合 1」）

(1) 当事会社グループの地位

「腕時計型ウェアラブル端末製造販売業」の当事会社グループの市場シェアは下表 2 のとおりであり，垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。また，本件行為後の「腕時計型ウェアラブル端末用OS提供事業」については市場シェアが不明であるため，垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

¹⁴ 「提供拒否等」には，サービスの提供を拒否するだけでなく，企業結合がなかった場合の取引と比較して競争上不利な条件での取引を行うことも含まれる。

【表 2】腕時計型ウェアラブル端末製造販売業 令和元年 日本市場（台数ベース）

順位	会社名	市場シェア ¹⁵
1	A 社	約 55%
2	B 社	約 20%
3	Fitbitグループ	約 10%
4	C 社	約 5%
5～11	D～J 社	0～5%
	その他	0～5%
合計		100%

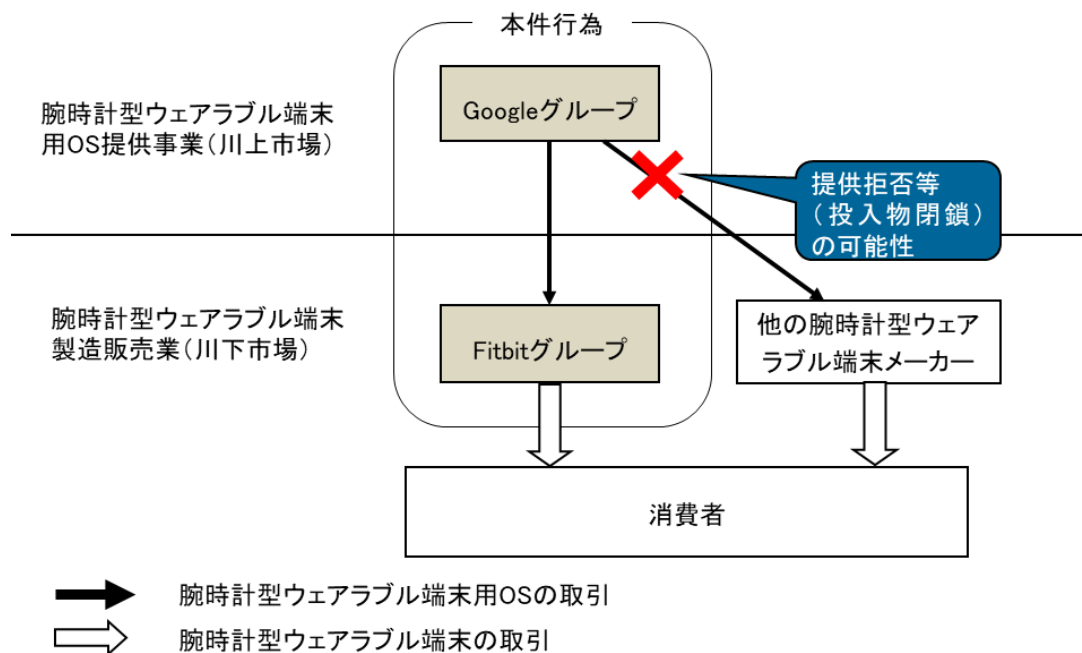
(2) 提供拒否等

Googleグループが、Fitbitグループ以外の腕時計型ウェアラブル端末メーカーに対して、腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供拒否等を行うことにより、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

川上市場には、当事会社グループ以外に腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供者が存在しており、当該OSはGoogleグループが提供する腕時計型ウェアラブル端末用OS同様、無償でライセンスされている。腕時計型ウェアラブル端末用OSの性質上、提供余力が不足することは考え難いことも踏まえると、仮にGoogleグループが提供拒否等を行ったとしても、Fitbitグループ以外の腕時計型ウェアラブル端末メーカーが、腕時計型ウェアラブル端末用OSの調達先を失うことはない。よって、Googleグループが腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供拒否等を行うことによる市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

¹⁵ 52.5%以上57.5%未満を「約55%」とするなど、5%単位で記載している。そのため、合計値は必ずしも100になるとは限らない。

【図 1】



(3) 利用拒否等

Fitbitグループが、Googleグループの競争事業者に対して、腕時計型ウェアラブル端末用OSの利用拒否等を行うことにより、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

現在、Fitbitグループは自社以外から腕時計型ウェアラブル端末用OSの提供を受けておらず、自社で開発した腕時計型ウェアラブル端末用OSを自社の腕時計型ウェアラブル端末に搭載して販売していることから、利用拒否等による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じない。

3 スマートフォン用OS提供事業を川上市場、腕時計型ウェアラブル端末製造販売業を川下市場とする垂直型企业結合（表 1 中「垂直型企业結合 2」）

(1) 当事会社グループの地位

「腕時計型ウェアラブル端末製造販売業」の当事会社グループの市場シェアは前記 2 (1) のとおりであり、垂直型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。また、本件行為後の「スマートフォン用OS提供事業」については市場シェアが不明であるため、セーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

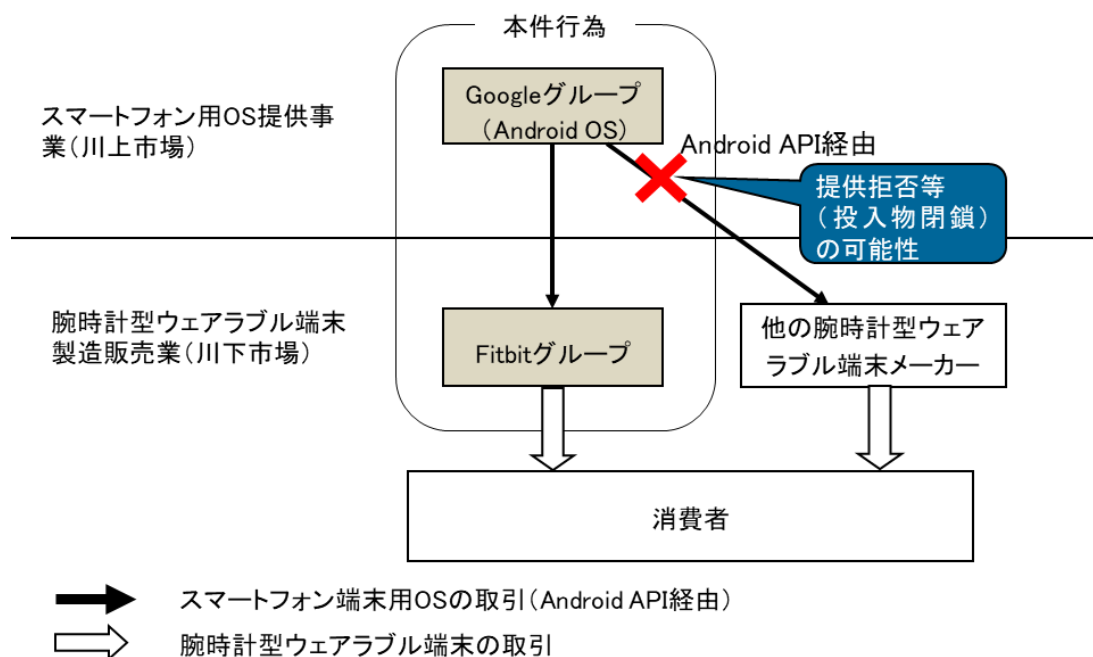
(2) 提供拒否等

本件行為後、Googleグループが、Androidスマートフォンと腕時計型ウェアラブル端末をペアリング、接続及び同期するためのAndroid APIを通じ、他の腕時計型ウェアラブル端末メーカーが製造販売する腕時計型ウェアラブル端末との相互接続性を確保しないこと、又は相互接続性の程度を、Fitbitグルー

プに対するそれよりも不利にすることで、他の腕時計型ウェアラブル端末メーカーをFitbitグループと差別的に取り扱う可能性がある。

この点に関し、腕時計型ウェアラブル端末メーカーからは、本件行為によりGoogleグループがAndroidスマートフォンとの相互接続性、全てのAndroid APIへのアクセス、技術的サポート等について、差別的取扱いをするのではとの懸念が示された。

【図 2】



(3) 経済分析の結果及び評価

公正取引委員会は、当事会社グループに対して、Android API等を通じたAndroidスマートフォンと腕時計型ウェアラブル端末との間の相互接続性を低下させるインセンティブが無いことを示す定量的な証拠の提出を求めたところ、当事会社グループは、令和元年の日本市場に関する社内データ、公表データ等を用いて、垂直計算¹⁶という手法に基づく経済分析を提出したことから、当委員会において、当該経済分析についての評価・検証を行った。

当事会社グループは、この垂直計算において、「相互接続性の低下による利

¹⁶ 垂直計算とは、「市場閉鎖によって得られる利益」と「市場閉鎖によって失うことになる利益」をそれぞれ算定して比較を行うことによって、当事会社に市場閉鎖を行うインセンティブがあるか否かを評価するという、垂直型企业結合における主要な経済分析手法の一つである。

益¹⁷」と「相互接続性の低下によって失うことになる利益¹⁸」をそれぞれ算定した。その上で、相互接続性の低下を契機に、Androidスマートフォンを使用する腕時計型ウェアラブル端末の需要者である一般消費者の一部が、AndroidスマートフォンをiPhoneに切り替えることや、当事会社グループによる相互接続性の低下を回避可能と思われる他のAndroidスマートフォンへ切り替えること（以下「iPhone等への切替え」という。）が生じ得るとし、そのことを踏まえつつ、比較分析を行った。そして、Fitbitへの切替えに対するiPhone等への切替えの割合が一定程度以上になれば、当事会社グループは利益を得られず相互接続性を低下させるインセンティブを失うところ、その閾値は非常に小さく、相互接続性を低下させるインセンティブが生じない可能性が高いことを主張した。しかし、仮にその算定が正しいとしても、当該閾値の大小を判断するための基準や根拠は何ら示されておらず、「非常に小さい」と述べるに留まっている¹⁹。

また、相互接続性の低下による利益については、いわゆる粘着性(Stickiness)²⁰を踏まえ、将来にわたって生じる利益の総和を割引現在価値²¹によって評価している。しかしながら、当該利益は、相互接続性の低下によって需要者である一般消費者にとって腕時計型ウェアラブル端末の選択肢が少なくなり、Fitbitグループに対する需要者である一般消費者の粘着性が高まる可能性があるのにもかかわらずそれを考慮に入れていないことなどにより、過小評価されている可能性が高い。

さらに、この垂直計算で用いたデータは、基本的には日本のものを用いているものの、当事会社グループにおいて日本のデータを直ちに入手できないことを理由として、世界全体のもので代用しているものもある。このうちの一部については、世界全体と日本の実態が大きく乖離している可能性が高く、この影響により相互接続性の低下によって失うことになる利益を構成する一部の値は、過小評価されている可能性も過大評価されている可能性もある。

以上のように修正等を行うべきと考えられる点がいくつか存在するため、追

¹⁷ 相互接続性の低下の影響を受けた腕時計型ウェアラブル端末を使用する需要者である一般消費者がFitbit 端末に切り替える際の端末の販売利益等。

¹⁸ iPhone 等への切替えを行う需要者である一般消費者からもたらされていた Google グループの役務の利用によって生じる利益、Google グループが製造販売するスマートフォンである Pixel の販売によって生じる利益等。

¹⁹ iPhone 等への切替えは、スマートフォンやいわゆるエコシステムの切替えを伴うことから、需要者である一般消費者にとってはスイッチングコストが高いと思われる、相互接続性の低下による iPhone 等への切替えは、比較的生じにくいものと考えられる。

²⁰ ここでいう粘着性とは、あるメーカーから製品を購入した後、将来の買換えなどの際に、再び同じメーカーから製品を購入する傾向のことをいう。

²¹ 割引現在価値とは、例えば、1年後の1万円は、利子率を踏まえて現在の価値に直すと現在の1万円よりも小さい価値となる（利子率を r とすると $1 / (1 + r)$ 万円が現在の価値である。）ように、将来の利益等の値を、利子率等を踏まえて現在の価値に直して評価した値のことをいう。

加分析を実施するのが望ましく、現時点では相互接続性を低下させるインセンティブがないことを示す根拠として採用するべきではないと判断した²²。

(4) Android APIの提供拒否等に関する問題解消措置

ア 当事会社グループが申し出た問題解消措置

Googleグループは、次の(i)及び(ii)について、腕時計型ウェアラブル端末メーカーに対し、本件行為実行日から10年間継続する。

(i) アクセス料無料で、AOSPの一環として提供するその他全てのAndroid APIに適用されるものと同じのライセンス条件により、かつ、当事会社グループと非差別的に²³、一定のAndroid API（コア相互運用性API²⁴）を提供すること。また、当事会社グループと比較して、Android APIの機能を低下することなく提供すること。

(ii) 他のAndroidスマートフォン端末用アプリ開発者に対し、Androidスマートフォン端末用アプリでの利用を目的として一般に提供するAndroid APIの機能について、腕時計型ウェアラブル端末メーカーによるアクセスを留保、拒否又は遅延することにより、腕時計型ウェアラブル端末メーカーを差別しないこと。

イ 評価

前記ア(i)のとおり、Googleグループは、一定のAndroid API（コア相互運用性API）へのアクセスを、アクセス料無料で、AOSPの一環として提供するその他全てのAndroid APIに適用されるものと同じのライセンス条件により、かつ、当事会社グループと非差別的に、本件行為実行日から10年間、維持するとしている。

加えて、前記ア(ii)のとおり、他のAndroidスマートフォン端末用アプリ開発者に対し、Androidスマートフォン端末用アプリでの利用を目的として一般に提供するAndroid APIの機能について、腕時計型ウェアラブル端末メーカーによるアクセスを留保、拒否又は遅延することにより、腕時計型ウェアラブル端末メーカーを差別しないこととしている。これにより、腕時計型ウェアラブル端末メーカーが配信するコンパニオンアプリ等についても、相互接続性が引き続き担保されることとなる。

²² ただし、後記(4)で述べるとおり、当事会社グループからAndroid APIに関する問題解消措置の申出がなされたことから、当事会社グループに対して追加分析の提出は求めている。

²³ 当事会社グループによれば、当事会社グループの腕時計型ウェアラブル端末やコンパニオンアプリによるアクセスか、サードパーティの腕時計型ウェアラブル端末やコンパニオンアプリによるアクセスかによって、その利用可能性や機能を差別化しないこととすることである。

²⁴ Android APIの提供拒否等に関する問題解消措置(i)においては、Androidスマートフォン端末と腕時計型ウェアラブル端末との相互接続性を最低限担保するAndroid APIの機能を指す。Bluetooth機能、電話への応答機能等が挙げられる。

以上から、当事会社グループから提示された本件問題解消措置は適切なものであると評価できる。

4 健康関連データベース提供事業を川上市場、腕時計型ウェアラブル端末用健康関連アプリ及びスマートフォン用健康関連アプリをそれぞれ川下市場とする垂直型企业結合（表1中「垂直型企业結合3」）

(1) 当事会社グループの地位

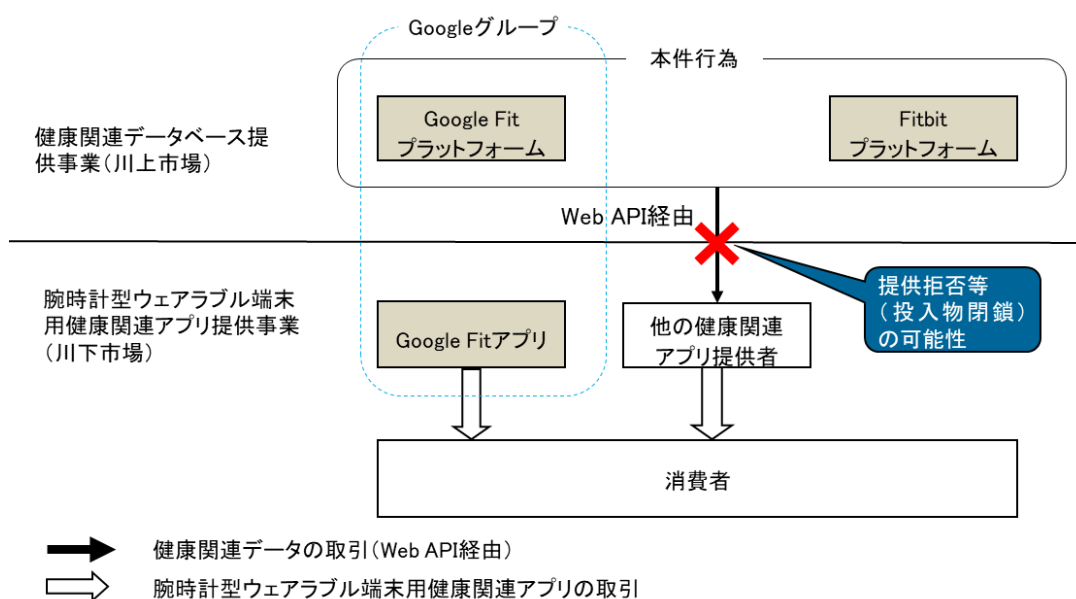
「健康関連データベース提供事業」，「腕時計型ウェアラブル端末用健康関連アプリ」及び「スマートフォン用健康関連アプリ」については市場シェアが不明であるため、垂直型企业結合のセーブハーバー基準に該当しないものとして検討する。

(2) 提供拒否等

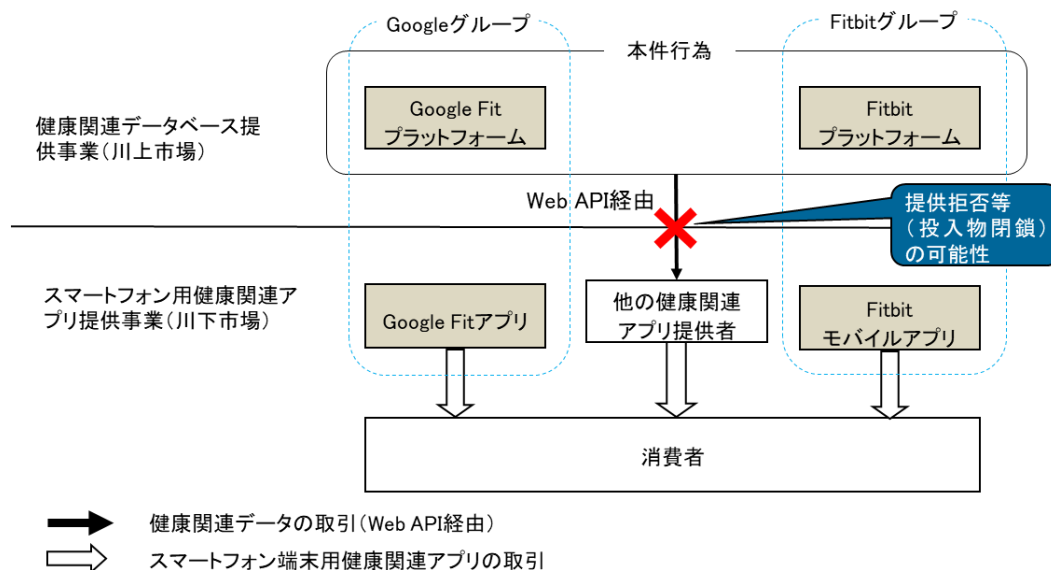
本件行為後、当事会社グループが、健康関連データベース提供事業に関し、当事会社グループ以外の健康関連アプリ提供者へのWeb APIを通じたアクセスを停止する、又はアクセス条件を不利にすることで、当事会社グループと他の健康関連アプリ提供者を差別的に取り扱う可能性がある。

Fitbit Web APIの利用者であるアプリ提供者からは、本件行為によりFitbit Web APIへのアクセスの有料化等、現在と異なる条件でFitbit Web APIを利用することになるおそれがあるとの懸念が示された。

【図3】川下市場が腕時計型ウェアラブル端末用健康関連アプリの場合



【図 4】川下市場がスマートフォン用健康関連アプリの場合



(3) Web APIの提供拒否等に関する問題解消措置

ア 当事会社グループが申し出た問題解消措置

Googleグループは、当事会社グループが提供するWeb APIを通じたGoogleグループ以外の健康関連アプリ提供者に対する一定の健康関連データ（サポート対象測定身体データ²⁵⁾）の提供を、需要者である一般消費者の同意を条件とし、問題解消措置に示した規約²⁶⁾に基づき、無料で、本件行為実行日から10年間維持する。

イ 評価

前記アのとおり、当事会社グループは、本件行為実行日から10年間、Fitbit Web APIを通じたアクセスを無料で維持するとしている。さらに、本件行為後のGoogle Fit APIへのアクセスについては、当委員会のヒアリングにおいて健康関連アプリ提供者から懸念は示されなかった。

よって、当事会社グループから提示された本件問題解消措置は適切なものであると評価できる。

²⁵ Web API の提供拒否等に関する問題解消措置において、本件行為実行日現在、Fitbit Web API を通じてサードパーティに提供される健康関連データを指す。ただし、対象期間中に、監視受託者により、当該健康関連データの範囲が追加される場合もある。

²⁶ Fitbit プラットフォーム利用規約、<https://www.developers.google.com/fit> 又はその後継サイトに掲載されている関連 Google API の利用に適用される利用規約及びサービス・ユーザーデータポリシー。

5 健康関連データベース提供事業とデジタル広告関連事業の混合型企業結合

(1) 当事会社グループの地位

「健康関連データベース提供事業」及び「デジタル広告関連事業」については市場シェアが不明であるため、混合型企業結合のセーブハーバー基準に該当しないものとして検討する。

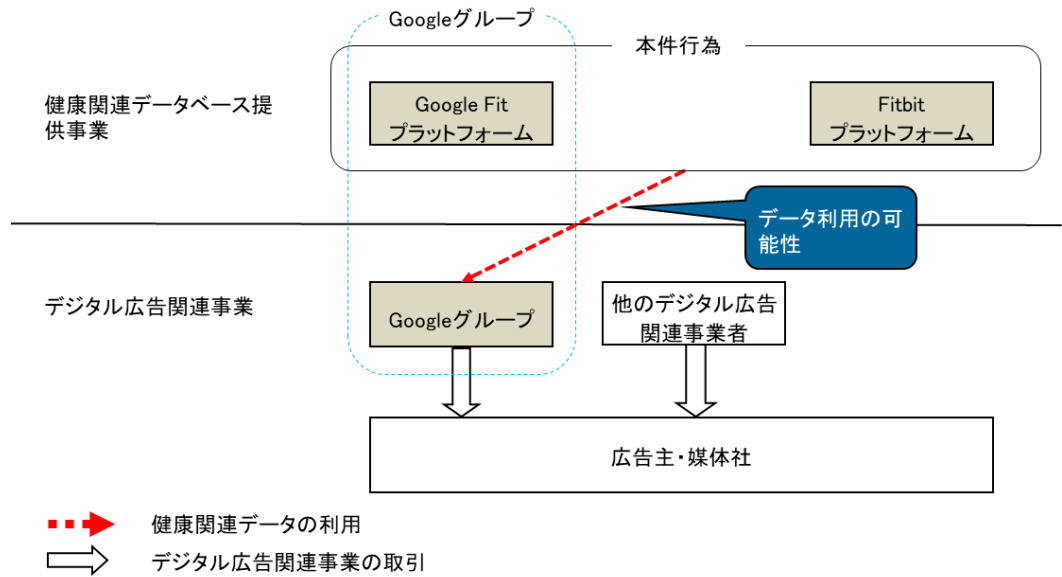
(2) 市場に与える影響

現在、Fitbitグループはデジタル広告関連事業者に対し健康関連データを提供しておらず、また、Googleグループも自身が保有する健康関連データをデジタル広告関連事業に使用していない。

さらに、Googleグループは、本件行為後、Fitbitの健康関連データをGoogleのデジタル広告関連事業に使用することは、同グループが事業を行う上で採り得る選択肢ではなく、この点は、Google Fitユーザーから収集している健康関連データをいわゆるターゲティング広告に現在使用していないことから明らかであると主張している。加えて、データ保護関連の法令により、健康関連データをデジタル広告関連事業に使用することが規制されていることからしても、Googleグループが健康関連データをデジタル広告関連事業に使用するインセンティブは強まらないとも主張している。

しかしながら、公正取引委員会としては、プライバシーポリシーの変更及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた対応を行えば、Googleグループが自身の保有する健康関連データをデジタル広告関連事業に使用することも可能であると考える。そして、本件行為後、Googleグループが、自身が保有する健康関連データ及びFitbitグループから提供を受ける健康関連データをデジタル広告関連事業に使用した場合には、デジタル広告配信時のターゲティングの精度の向上を通じ、現在も有力であるGoogleグループのデジタル広告関連事業における地位がさらに強化され、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

【図 5】



(3) デジタル広告へのデータ利用に関する問題解消措置

ア 当事会社グループが申し出た問題解消措置

Googleグループは、次の(i)及び(ii)について、本件行為実行日から10年間継続する。また、この期間は、問題解消措置の規定に従い、延長（最長で更に10年間）され得る。

- (i) 一定の健康関連データ（測定身体データ及び健康・フィットネス活動位置データ²⁷⁾）をGoogleグループのデジタル広告関連事業において使用しないこと。
- (ii) 前記(i)の健康関連データについて、Googleグループ内の他のデータセットからの分離を維持すること。

イ 評価

前記アのとおり、Googleグループは、前記ア(i)の健康関連データをGoogleグループのデジタル広告関連事業に使用しない等としていることからすれば、当事会社グループから提示された本件問題解消措置は適切なものであると評価できる。

²⁷⁾ これらのデータについては、デジタル広告へのデータ利用に関する問題解消措置において、当事会社グループが提供する腕時計型ウェアラブル端末、健康関連アプリ等から収集される、日本の需要者に関する健康関連データを指す。ただし、対象期間中に、監視受託者により、当該健康関連データの範囲が追加される場合もある。

6 その他の本件問題解消措置

(1) 公正取引委員会に対する定期報告

当事会社グループは、本件行為実行日から10年間、公正取引委員会に対して、半年に一度、独立した第三者（監視受託者）が前記3(4)ア、4(3)ア及び5(3)アの遵守状況を監視した結果を報告する。

(2) 評価

本件行為実行日から10年間、半年に一度、独立した第三者が前記3(4)ア、4(3)ア及び5(3)アの遵守状況を監視した結果を当委員会に報告することは、本件問題解消措置の履行監視の観点から適切な措置であると認められる。

第7 結論

当事会社グループが本件問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

以上